

障第464号
令和5年7月4日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「相談支援事業者研修事業の実施について」、「サービス管理責任者研修事業の実施について」及び「相談支援従事者主任研修事業の実施について」の改正について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及び子ども家庭庁支援局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、基礎研修修了後の実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を例外的に「6月以上」とするためには、サービス管理責任者等として配置する旨の変更届が必要となりますのでご留意ください。

また、施行日後の実務経験の取扱い及び届出の方法等、詳細については、後日、国から別途通知されますので、改めて周知します。

岐阜県健康福祉部障害福祉課			
<地域生活支援係>			
係長	野崎	担当	長尾
<事業所指導係>			
係長	若原	担当	島田、原
電話	058-272-1111 地域生活支援係 3489 事業所指導係 3491,3492		
FAX	058-278-2643		
e-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		